

第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画
(概要版)

北斗市

1 計画の背景及び趣旨

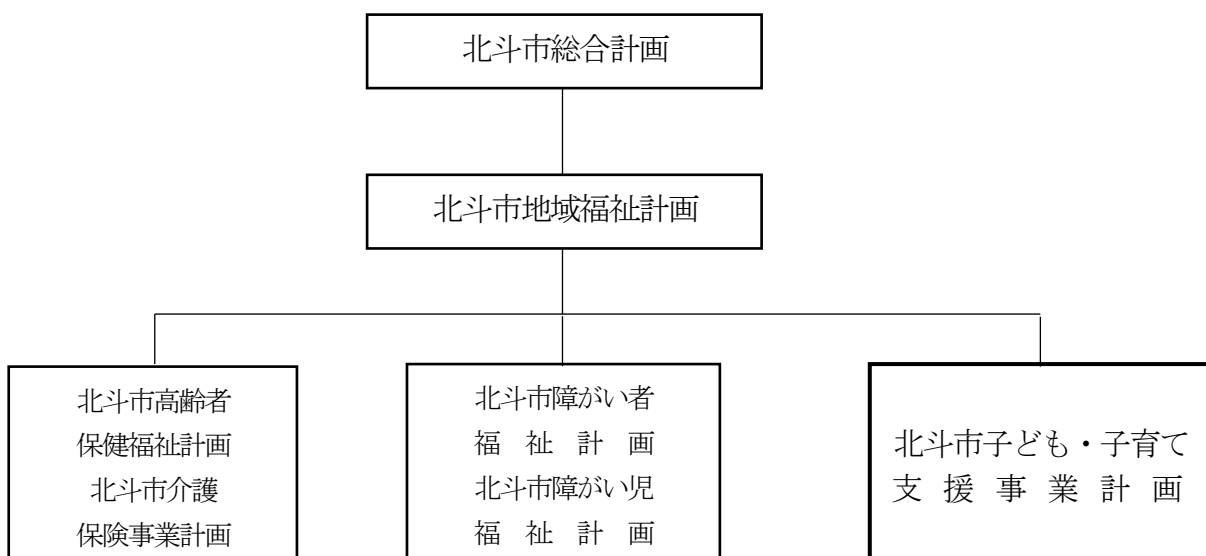
近年、我が国では、少子化や核家族化の進行とともに、地域のつながりが希薄化し家庭や地域において大人と子どもが触れ合う機会が減少している状況から、家庭の養育力の低下に伴う保護者の育児不安があります。また、女性の社会進出に伴い父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、父親の家事・育児時間は依然として少ない時間にとどまっております。このような社会や経済の変化により、子どもを生み、育て難い社会になっていると指摘されている状況を、行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援していき皆が活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現に向けて、少子化対策の取組として第2の矢「夢を紡ぐ子育て支援」のなかで「希望出生率 1.8」を目標に、希望どおりに結婚できない状況や希望どおりの人数の子どもを持たない状況を改善するなど環境整備の必要があります。

このようななかで子ども・子育て支援新制度において、市町村は5年ごとに策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき給付・事業を行うこととされていることから、本市では「北斗市次世代育成支援行動計画」によるこれまでの取組の成果を引き継ぎ、平成27年3月に「北斗市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉のまちづくり」を基本理念に、「子どもの成長を支援する」、「子育て家庭を支援する」、「子育てを地域社会全体で支援する」の3つの視点に立ち、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることに取組んできました。

本市では、SDGsの「誰1人として取り残さない」を理念に、今後より一層の推進を図るため新たな計画として令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に規定された計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をふまえると同時に、推進にあたっては本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「第2次北斗市総合計画」に即し、他の諸計画との整合・連携を図ってまいります。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間としています。計画期間中は、随時、事業計画の評価を行うとともに必要に応じて見直しを検討します。令和5年度からの後半の2年間では、次期計画の策定に向けた準備を行います。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度

4 子ども・子育て支援に係るニーズ調査

北斗市子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、子育てに関する現状や利用希望を把握するため、国から示された項目をもとに就学前児童と就学児童に分け、調査を実施しています。

区分	調査対象者	調査時期	調査総数	回収数	回収率
就学前児童	0歳児から5歳児のいる保護者	平成30年12月7日 ～	500件	383件	76.60%
就学児童	小学校1年生から6年生がいる保護者	平成30年12月21日	687件	555件	80.79%
調査方法	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校には、それぞれに調査票の配布及び回収を依頼、在宅児童は、調査票の配布及び回収を支援センター等へ依頼				

5 計画の基本理念

＜基本理念＞ 「誰もが幸せで輝くまちづくり」

女性の社会進出に伴い晩婚・晩産化が進み、少子化や核家族化の進行とともに子どもを生き育てることに不安を感じている親が増えてきています。加えて就労形態の多様化に伴い保育施設へのニーズも多様化するなかで、若い世代が家庭を築き安心して子どもを生き育てることができるよう、切れ目のない子育て支援の充実や地域社会と行政が協働でサポートしながら、生活スタイルに対応する子育て環境づくりが必要です。また、将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために、子どもたちの権利が尊重される環境づくりが大切です。

子どもたちの笑顔が絶えないまち、子どもたちが健康で安心して暮らせるまちは、すべての人にとって心温かく、豊かな気持ちで暮らせるまちであり、まちの活性化の基本といえます。

この様な観点から、子どもを生き育てたい、暮らし続けたいと願い、次代を担う子供たちを社会全体で育み、全ての市民が住み慣れた地域で健やかに心豊かな暮らしを送る「誰もが幸せで輝くまちづくり」を基本理念とします。

6 基本的視点

「誰もが幸せで輝くまちづくり」という基本理念に沿って、次の3つを「基本的な視点」とし、その実現を目指します。

① 子どもを生き育てる環境の充実

妊娠、出産、育児に関する正しい知識を普及させ、養育不安の解消や子どもを生きみたいと願っている家庭の不安を解消し、もっと子供を生き育てたいとなるような支援を推進します。

② 子育て環境の充実

子どもを生んだ後も育てることの喜びや楽しさを実感し、子育て家庭が安心して生活でき、また子どもたちの健やかな成長を育んでいけるような環境づくりのために必要な支援を推進します。

③ 子どもへの虐待防止の推進

地域社会で子どもを育てるという観点に立ち、みんなで子どもたちを温かく見守り、その親たちをやさしく支えていくような環境づくりが必要です。子育てに関する理解を深め、適切に子育てができるような地域社会づくりを目指します。

7 基本目標

基本理念と基本的視点に立って、次の基本目標を設定し、施策を展開していきます。

① 安心して子どもを生み育てるために

すべての家庭が子どもに対する養育不安を解消し、安心して子どもを生み育てられるように、子育てに関する情報提供や相談体制の充実、教育・保育サービスを中心とした子育て支援の充実に努めます。

② 妊娠・出産期からの親子の健康を保つために

子どもと母親の心身の健康を確保するために各種健診や相談事業、健康に関する情報提供等の推進に努めます。

③ 子どもを健やかに育てるために

子どもがたくましく生きる力を育てるとともに、成長して次代を担う親になるための教育を進めるため、学校と地域との連携を図ります。

また、学校での教育力向上のみならず、家庭における基本的な生活習慣などを身につけ自立するため、学習機会の提供や地域活動の推進に努めるとともに、児童の健全育成に向けて様々な取り組みを進めます。

④ 安心して快適な生活を送るために

子どもが安心して通学できる道路空間の形成や、子育て家庭に配慮した施設等の整備・充実を推進するとともに、子どもの健やかな成長を通して家庭が安心して暮らすことのできる生活環境づくりに取り組んでいきます。

⑤ 支援を必要とする子どもや家庭のために

地域社会全体で児童虐待から子どもを守り、障がいのある子どもが健やかに育つよう配慮を要する子どもや家庭に対して、関係機関との連携や相談機能や各種支援を充実させ、児童や家庭の自立に向け総合的な支援体制に努めます。

⑥ 子どもの権利を大切にするために

次代を担うすべてのこどもの権利や生命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、また子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、子どもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。

8 計画の構成

第1章 計画の策定にあたって 1 計画の背景及び趣旨 2 計画の位置づけ 3 教育・保育の提供区域 4 計画の期間	第2期子ども・子育て支援事業計画策定の背景及び趣旨、計画の位置づけ（他の計画との関連性）、国の基本指針に基づく提供区域、計画期間（5年間）について記載。
第2章 計画の基本的な考え方 1 基本理念 2 基本的視点 3 基本目標 4 施策体系	本計画における理念や視点、目標、施策の体系について記載。
第3章 北斗市の現状 1 人口の推移 2 年少人口（0～5歳）の推移 3 出生の動向 4 婚姻、離婚の状況 5 世帯の状況 6 女性の就業状況 7 その他の状況	直近の各種統計を用いて市の現状について記載。
第4章 ニーズ調査の結果 1 世帯の状況について 2 子どもの定期的な教育・保育事業の利用状況について 3 地域の子育て支援事業の利用状況について 4 子どもが病気の際の対応について 5 子どもの不定期の教育・保育や宿泊を伴う一時預かり等の事業について 6 就学後の放課後の過ごし方について 7 職場の両立支援制度について 8 北斗市における子育て環境や支援への満足度について	就学前児童及び就学児童の保護者へ実施した子育てに関する現状や利用希望を把握するためのニーズ調査の結果について記載。
第5章 北斗市の将来推計人口 1 人口の推計 2 年少人口（0～5歳）の推計	市の将来推計人口、年少人口の推計について記載。

<p>第6章 施策の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安心して子どもを産み育てるために <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援サービスの提供 (2) 教育・保育サービスの充実 (3) 子育て支援ネットワークづくり (4) 子育てと仕事の両立の推進 2 妊娠・出産期からの親子の健康を保つために <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもと母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の推進 3 子どもを健やかに育てるために <ol style="list-style-type: none"> (1) 次代の親の育成に向けた教育の推進 (2) 学校等における子どもの生きる力の育成 (3) 家庭や地域における教育力の向上 (4) 児童の健全育成の推進 4 安心して快適な生活を送るために <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全で良好な生活環境の整備 (2) 安心して外出できる環境の整備 (3) 安全・安心なまちづくりの推進 5 支援を必要とする子どもや家庭のために <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止対策の推進 (2) ひとり親家庭等に対する自立支援の推進 (3) 障がい児の健全な成長の促進 6 子どもの権利を大切にするために 7 教育・保育サービス、地域子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策 	<p>国の基本指針に基づき計画へ記載する項目及び第1期北斗市子ども・子育て支援事業計画から引き継ぐ施策や新たな施策について、現状と課題、施策の方向性、施策の展開、基本指針に基づく事業の年度毎の量の見込み及び確保方策について記載。</p>
<p>第7章 計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民や地域、関係団体等との連携 2 庁内の推進体制 3 計画の周知 	<p>計画の推進に重要な市民や地域、関係団体との連携、市の推進体制、計画の周知について記載。</p>
<p>第8章 資料編</p> <p>北斗市子ども・子育て支援に係るニーズ調査の概要 答申書</p> <p>北斗市子ども・子育て会議経過</p> <p>北斗市子ども・子育て会議設置要綱</p> <p>北斗市子ども・子育て会議委員名簿</p> <p>用語の解説</p>	<p>ニーズ調査の概要、答申、会議経過及び会議委員名簿、用語の解説について記載。</p>